

教義第 109 号  
平成27年4月16日

各市町村教育委員会教育長  
(各教科用図書採択地区協議会会長)  
国立大学法人北海道教育大学長  
各国立高等専門学校長  
各私立学校長 様  
各教科書センター(分館を含む。)館長  
各教育局長  
各道立学校長

北海道教育委員会教育長

平成28年度使用教科書の採択について(通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局長から別添写しのとおり通知がありました。

平成27年度における平成28年度使用教科書の採択に当たっては、この通知及び平成27年4月16日付け教義第110号「平成28年度使用教科書の採択事務処理について」を十分参照し、適切に事務を行うようお願いいたします。

不明な点等がありましたら、担当までお問合せください。

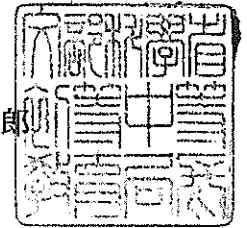
担 当：北海道教育庁学校教育局 義務教育課 支援グループ 福井 TEL：011-231-4111 内線35-762 FAX：011-232-1072 E-mail： <a href="mailto:fukui.toshihiro@pref.hokkaido.lg.jp">fukui.toshihiro@pref.hokkaido.lg.jp</a>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



27文科初第91号  
平成27年4月7日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
小松親次郎



(印影印刷)

### 平成28年度使用教科書の採択について（通知）

教科書の採択は、教科書が教科の主たる教材として学校教育において重要な役割を果たしていることに鑑み、教育委員会その他の採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります。

平成27年度においては、平成28年度使用教科書の採択を行うこととなります。教科書採択の在り方については、「教科書採択の改善について」（平成24年9月28日付け24文科初第718号文部科学省初等中等教育局長通知）等により、その改善方を依頼しているところです。また、文部科学省においては、各教育委員会の協力のもと平成26年度の教科書採択の状況調査を行い、その結果（以下「調査結果」という。）を別添1のとおり取りまとめました。これらも踏まえ、平成28年度の教科書採択に当たって留意いただきたい事項を下記のとおり取りまとめましたので、貴都道府県の採択関係者に徹底されるとともに、域内の市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。おって、この通知の写しを各都道府県知事及び附属学校を置く各国立大学法人の長宛て送付しますので、協力して域内の私立学校、国立学校への周知をお願いします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛て通知しておりますので（「平成28年度使用教科書の採択事務処理について」（平成27年4月7日付け27初教科第2号文部科学省初等中等教育局教科書課長通知。以下「課長通知」という。)), これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いします。

#### 【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03(5253)4111 内線 2576

## 記

### 1 平成27年度の教科書採択について

#### (1) 小学校用教科書

平成27年度は、基本的に平成26年度と同一の教科書を採択しなければならないこと（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第14条）。

#### (2) 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）用教科書

平成27年度は、おって送付する「中学校用教科書目録（平成28年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。

都道府県教育委員会は、市町村教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対し、適切な指導、助言又は援助を行うこと。なお、このことは他の義務教育諸学校の採択についても同様であること（無償措置法第10条）。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

#### (3) 特別支援学校の小・中学部用教科書

##### ①小学部

平成27年度は、基本的に平成26年度と同一の教科書を採択しなければならないこと（無償措置法第14条）。

##### ②中学部

平成27年度は、おって送付する「特別支援学校用（小・中学部用）教科書目録（平成28年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

#### (4) 高等学校用教科書

平成27年度は、おって送付する「高等学校用教科書目録（平成28年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

#### (5) 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書

特別支援学校、特別支援学級及び高等学校において使用する学校教育法附則第9条の規定による教科書については、教科書目録に登載されている教科書以外の図書を採択できること。また、毎年度異なる図書を採択することができること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

### 2 教科書採択の公正確保について

- (1) 教科書発行者の宣伝行為については、その実態を把握し、事前に適切な対策を講ずること。

文部科学省においては、各教科書発行者に対して採択に関する宣伝行為について指導を行っているところである（別添2参照）が、域内の学校とも、情報提供をはじめ密に連携し、採択の公正確保を一層徹底することが重要であること。

- (2) 採択教科書の決定に当たっては、教職員の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されるなどにより、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること。

また、静ひつな採択環境を確保するため、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択を行うこと。円滑な採択事務に支障をきたすような事態が生じた場合や違法な働きかけがあった場合には、各採択権者が警察等の関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応をとること。

採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、適切な審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、公開で行う場合には、傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な採択環境の確保に努めること。

- (3) 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて状況を適切に把握し、過大な宣伝行為その他外部からの不当な影響等により採択の適正、公正の確保に関し問題があると考えられる場合には、教育委員会等において適切な措置を講ずるとともに、その都度速やかに文部科学省教科書課宛てに報告すること。

### 3 教科書採択方法の改善について

- (1) 市町村教育委員会等において十分な教科書の調査研究期間が確保できるよう、文部科学省としても、調査研究に使用する教科書見本が遅滞なく送付されるよう発行者へ周知するとともに、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に努めるが、調査結果を踏まえ、都道府県教育委員会にあっては、市町村教育委員会等による需要数の報告の期限をさらに遅くするなど、採択スケジュールについて再検討すること。

- (2) 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科ごとに適切な数配置するなど体制の充実を図るとともに、調査員等が作成する資料については、教育委員会その他の採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、採択により広い視野からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。

また、調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、採択権者の責任が不明確にならないよう、当該評定に拘束力があるかのような取扱いはしないこと。

- (3) 教科書の採択に関する情報の公表について、文部科学省としては、法令上の努力義務が課されている（無償措置法第15条）義務教育諸学校用教科書の採択結果・理由等に係る現状に関し、調査結果により明らかになったものでは必ずしも十分ではないと認識しており、引き続き、教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組んでいただきたいこと。また、高等学校段階の学校において使用する教科書の採択についても、義務教育諸学校に準じてその採択結果及び理由等の公表に努めていただきたいこと。
- (4) 公立の学校において使用される教科書の採択権限を有する者は教育委員会であり、教科書見本は基本的に教育委員会の教育長及び委員の人数分が送付されることになっている。このことを踏まえ、教育委員会の教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、採択決定に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であると考えられること。
- (5) 公立の高等学校において使用される教科書については学校ごとに異なる種類の教科書を使用することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望に基づいて行うことが通例となっているが、公立の高等学校において使用される教科書についても採択権限を有する者は教育委員会であり、各学校の採択希望については教育委員会において審査をすることが適切であること。
- (6) 中学校・高等学校において使用する検定済教科書であっても、障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところである。各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

(教科書発行者による取組の例)

- ①ユニバーサルデザインフォントに関する取組
- ・ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにする。
  - ・本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。
- ②カラーユニバーサルデザインに関する取組
- ・色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
  - ・色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、模様を付ける。
- ③レイアウトに関する取組
- ・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
  - ・写真を重ねる際は、境目をわかりやすくする。

#### 4 無償措置法の一部改正における採択地区協議会に係る規定の施行について

第186回国会において成立した無償措置法の一部改正のうち採択地区協議会に係る規定が平成27年4月1日に施行された。これに係る留意点については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布、施行について」（平成26年4月16日付け26文科初第140号文部科学省初等中等教育局長通知）、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について」（平成26年9月3日付け26文科初第597号文部科学省初等中等教育局長通知）、「『採択地区協議会に関するQ&A』について」（平成26年11月17日付け各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課宛て文部科学省初等中等教育局教科書課事務連絡）等によりお伝えしたところであり、関係する教育委員会にあっては、これらの内容を踏まえ、採択地区協議会に関する事務の実施に努めること。



平成 26 年度教科書採択状況調査（義務教育諸学校用）調査結果  
(平成 27 年 4 月 文部科学省)

調査期間：平成 26 年 11 月 17 日から平成 26 年 12 月 22 日まで  
回答者：全都道府県教育委員会  
調査項目：平成 26 年度に都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が行った小学校及び特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択について

目次

1	採択地区の構成について（平成 26 年 8 月 31 日時点）	1
1-1	構成市町村数別の採択地区数（指定都市の採択地区を除く）	
1-2	指定都市の採択地区数	
1-3	採択地区を設定する際の市町村教育委員会の意向の把握について	
2	採択事務のスケジュール・手続について	2
2-1	選定資料の送付時期、調査研究の終了時期について	
2-2	採択の決定時期等について	
3	採択にあたっての調査研究の充実について	4
3-1	都道府県教育委員会における選定資料の記述・内容について	
3-2	都道府県教育委員会が示している採択基準について	
3-3	採択地区における調査員が教科書について作成する資料とその扱いについて	
3-4	採択関係組織の構成について	
4	採択に係る資料の公表について	7
4-1	都道府県教育委員会における公表について	
4-2	市町村教育委員会における公表について	
5	教科書見本について	8
5-1	教育委員への見本の提供について	
5-2	図書館等への教科書の整備について	
6	教科書展示会について	10
6-1	教科書展示会の周知方法について	
6-2	教科書展示会の実施状況について	





# 1 採択地区の構成について（平成 26 年 8 月 31 日時点）

## 1-1 構成市町村数別の採択地区数（指定都市の採択地区を除く）

	年度	1市 町村	2市 町村	3市 町村	4市 町村	5市 町村	6市 町村	7市 町村	8市 町村	9市 町村	10市 町村 以上	合計
採択地区数	H26	240	81	67	51	36	25	13	11	10	24	558
全採択地区に 占める割合	H26	43.0%	14.5%	12.0%	9.1%	6.5%	4.5%	2.3%	2.0%	1.8%	4.3%	100%

○1地区平均：2.8市町村

〔参考〕平成 22 年度の採択地区数：548 地区、平成 16 年度の採択地区数：534 地区

## 1-2 指定都市の採択地区数

○全 23 地区（うち 1 市内に 1 地区：19 市、1 市内に複数地区：1 市（川崎市：4 地区））

## 1-3 採択地区を設定する際の市町村教育委員会の意向の把握について

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会 に占める割合
①定期的（採択期間の開始時期等）に意向を確認している	24	51.1%
②定期的に確認は行わないが、市町村教育委員会等からの要望を適宜受け付けている	23	48.9%
③その他	0	0.0%

## 2 採択事務のスケジュール・手続について

### 2-1 選定資料の送付時期、調査研究の終了時期について

#### 2-1-1 市町村教育委員会等への選定資料の送付時期

	都道府県教育委員会数	全都道府県 教育委員会に占める割合
① 5月31日以前	3	6.4%
② 6月1日～6月15日	22	46.8%
③ 6月16日～6月30日	19	40.4%
④ 7月1日以降	3	6.4%

#### 2-1-2 市町村立の義務教育諸学校で使用する教科書の調査研究終了時期

	H26		H22	
	採択地区数	全採択地区に 占める割合	採択地区数	全採択地区に 占める割合
① 5月31日以前	1	0.2%	1	0.2%
② 6月1日～6月15日	8	1.4%	7	1.2%
③ 6月16日～6月30日	91	15.7%	52	9.0%
④ 7月1日～7月15日	246	42.3%	280	48.4%
⑤ 7月16日～7月31日	189	32.5%	191	33.0%
⑥ 8月1日～8月15日	39	6.7%	38	6.6%
⑦ 8月16日以降	7	1.2%	10	1.7%

### 2-2 採択の決定時期等について

#### 2-2-1 都道府県立の義務教育諸学校で使用する教科書の採択決定時期

※各学校で調査研究を行っている場合は結果等の報告締切日

	H26		H22	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
① 7月31日以前	9	19.1%	9	19.1%
② 8月1日～8月15日	7	14.9%	3	6.4%
③ 8月16日以降	31	66.0%	35	74.5%

#### 2-2-2 市町村立の義務教育諸学校で使用する教科書の採択決定時期

	H26		H22	
	市町村 教育委員会数	全体に占める 割合	市町村 教育委員会数	全体に占める 割合
① 7月31日以前	967	55.6%	1,100	63.4%
② 8月1日～8月15日	425	24.4%	346	19.9%
③ 8月16日以降	348	20.0%	289	16.7%

2-2-3 市町村教育委員会による需要数報告の期限を設けている場合の時期

	都道府県 教育委員会数	全体に占める割合
① 7月31日以前	4	8.5%
② 8月1日～8月15日	12	25.5%
③ 8月16日～8月31日	19	40.4%
④ 9月1日以降	11	23.4%

※市町村による需要数報告の期限を設けている都道府県教育委員会のみ集計対象

### 3 採択にあたっての調査研究の充実について

#### 3-1 都道府県教育委員会における選定資料の記述・内容について（複数回答可）

	H26		H22	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会 に占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会 に占める割合
①総合評価を付し、各教科書に対する評価が明確に分かるようにしている	6	12.8%	11	23.4%
②各教科書の記述・特色について、都道府県の教育目標等との関わりが分かるようにしている	21	44.7%	24	51.1%
③各教科書の記述・特色について、客観的な違いが分かるようにしている	38	80.9%	43	91.5%
④学習指導要領の教科の目標、内容等との関わりが分かるようにしている	44	93.6%	40	85.1%
⑤その他の事項が分かるようにしている	10	21.3%	8	17.0%

#### 3-2 都道府県教育委員会が示している採択基準について（複数回答可）

	H26		H22	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
①学習指導要領の目標、内容等との関わりについて示している	40	85.1%	38	80.9%
②都道府県の教育目標等との関わりについて示している	21	44.7%	21	44.7%
③各地区の児童・生徒の実態を考慮するよう示している	35	74.5%	35	74.5%
④採択に係る事務処理について示している	27	57.4%	32	68.1%
⑤その他の事項について示している	9	19.1%	9	19.1%

### 3-3 採択地区における調査員が教科書について作成する資料とその扱いについて

	市町村 教育委員会数	全体に占める 割合
①総合的・観点別の評定を付さず、特徴や留意点のみを記述した資料を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている	1,162	66.8%
②総合的な評定を付さず、観点別の評定を付した資料を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている	124	7.1%
③総合的な評定を付した資料（観点別の評定を併せて付したものを含む）を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている	193	11.1%
④総合的な評定を付した資料（観点別の評定を併せて付したものを含む）を作成し、首位の教科書を採択・選定、または上位の教科書の中から採択・選定することとしている	180	10.3%
⑤その他の資料を作成し、採択・選定に活用している	20	1.1%
⑥資料を作成していない（調査員組織がない場合を含む）	61	3.5%

3-4 採択関係組織の構成について

		総人数	内訳								
			保護者	校長	教諭等 (校長を 除く)	教育委員 (教育長 を除く)	教育長	教育委員会 事務局職員 (教育長 を除く)	その他		
①都道府県の 教科用図書選定 審議会の委員	(人)	882	92	204	136	42	86	168	154		
	(%)		10.4%	23.1%	15.4%	4.8%	9.8%	19.0%	17.5%		
	H22	(人)	882	97	201	130	55	94	152	153	
		(%)		11.0%	22.8%	14.7%	6.2%	10.7%	17.2%	17.3%	
	H16	(人)	976	89	184	136			322	245	
		(%)		9.1%	18.9%	13.9%			33.0%	25.1%	
	H13	(人)	890	80	194	130			328	158	
		(%)		9.0%	21.8%	14.6%			36.9%	17.8%	
	②都道府県の 教科用図書選定 審議会の調査員	(人)	2,750	0	77	2,179	0	0	489	5	
		(%)		0.0%	2.8%	79.2%	0.0%	0.0%	17.8%	0.2%	
		H22	(人)	2,879	0	108	2,242	0	0	499	30
			(%)		0.0%	3.8%	77.9%	0.0%	0.0%	17.3%	1.0%
H16		(人)	2,939	0	88	2,360	0	0	490	1	
		(%)		0.0%	3.0%	80.3%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	
H13		(人)	2,873	0	90	2,324	0	0	456	3	
		(%)		0.0%	3.1%	80.9%	0.0%	0.0%	15.9%	0.1%	

		①~③の 組織を設置 している 地区数	①~③の組織を設置している地区のうち下記の者を構成員としている地区数						
			保護者	校長	教諭等 (校長を 除く)	教育委員 (教育長 を除く)	教育長	教育委員会 事務局職員 (教育長 を除く)	その他
①採択地区の 採択地区協議会	(地区)	317	209	106	57	200	302	92	52
	(%)		65.9%	33.4%	18.0%	63.1%	95.3%	29.0%	16.4%
②採択地区の 選定委員会	(地区)	334	290	297	160	82	107	173	131
	(%)		86.8%	88.9%	47.9%	24.6%	32.0%	51.8%	39.2%
③採択地区の 調査員	(地区)	567	42	371	559	6	8	70	23
	(%)		7.4%	65.4%	98.6%	1.1%	1.4%	12.3%	4.1%

#### 4 採択に係る資料の公表について

##### 4-1 都道府県教育委員会における公表について

	公表		非公表	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
①教科用図書選定審議会委員氏名	38	80.9%	9	19.1%
②調査員氏名	16	34.0%	31	66.0%
③採択基準	39	83.0%	8	17.0%
④選定資料	38	80.9%	9	19.1%
⑤採択結果	35	74.5%	12	25.5%
⑥採択理由	14	29.8%	33	70.2%
⑦採択に係る教育委員会の議事録	28	59.6%	19	40.4%

##### 4-2 市町村教育委員会における公表について

	公表		非公表	
	市町村 教育委員会数	全体に占める 割合	市町村 教育委員会数	全体に占める 割合
①採択結果	1,145	65.8%	595	34.2%
②採択理由	865	49.7%	875	50.3%
③採択地区協議会委員氏名	423	28.1%	1,084	71.9%
④採択地区協議会の議事録	437	29.0%	1,070	71.0%
⑤選定委員会委員氏名	232	32.8%	476	67.2%
⑥選定委員会の議事録	211	29.8%	497	70.2%
⑦調査員氏名	335	19.6%	1,376	80.4%
⑧調査研究資料	613	35.8%	1,098	64.2%
⑨採択に係る教育委員会の議事録	732	42.1%	1,008	57.9%

※③～⑧については左欄に掲げる組織等のある市町村教育委員会のみ集計対象



## 5 教科書見本について

### 5-1 教育委員への見本の提供について

#### 5-1-1 都道府県教育委員会における教育委員への見本の提供

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会 に占める割合
①自宅・職場に送付するなど、教育委員全員に全種類を提供している	2	4.3%
②教育委員専用の部屋等に、教育委員全員が閲覧するために据え置いている	12	25.5%
③採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している	17	36.2%
④特に提供していない	15	31.9%
⑤その他	1	2.1%

#### 5-1-2 市町村教育委員会における教育委員への見本の提供

	市町村 教育委員会数	全体に占める 割合
①自宅・職場に送付するなど、教育委員全員に全種類を提供している	223	12.7%
②教育委員専用の部屋等に、教育委員全員が閲覧するために据え置いている	527	30.1%
③採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している	588	33.6%
④特に提供していない	312	17.8%
⑤その他	100	5.7%

5-2 図書館等への教科書の整備について

5-2-1 都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数回答可）

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会 に占める割合
①教科書センターで閲覧等に供するようになっている	47	100.0%
②学校図書館など各学校での閲覧等に供するようになっている	3	6.4%
③公立図書館で閲覧等に供するようになっている	18	38.3%
④特に提供していない	0	0.0%

5-2-2 市町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数回答可）

	市町村 教育委員会数
①学校図書館など各学校での閲覧等に供するようになっている	157
②公立図書館で閲覧等に供するようになっている	530
③特に提供していない	1,001

## 6 教科書展示会について

### 6-1 教科書展示会の周知方法について（複数回答可）

	H26		H22	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
①県や市町村等の広報誌を活用している	38	80.9%	29	61.7%
②県や市町村等の掲示板を活用している	24	51.1%	13	27.7%
③県や市町村等のホームページを活用している	45	95.7%	40	85.1%
④facebook や twitter などのソーシャルメディアを活用している	3	6.4%	3	6.4%
⑤PTAだよりを活用している	15	31.9%	7	14.9%
⑥マスコミ等を利用している	23	48.9%	21	44.7%
⑦各学校に通知している	41	87.2%	41	87.2%
⑧その他の方法で周知している	23	48.9%	17	36.2%

（その他の方法の内容）

IP 端末機
防災無線・村内放送
ケーブルテレビ
ラジオ
回覧板
教職員向けメールマガジン
市町村教育委員会より各校のPTA会長宛て通知
校長会や教頭会などの研修会の際に周知

### 6-2 教科書展示会の実施状況について

#### 6-2-1 教科書展示会の展示会場数

	常設展示				期間展示				合計			
	総数	センター	学校	図書館	総数	センター	学校	図書館	総数	センター	学校	図書館
H26	493	425	81	138	1,229	422	363	363	1,715	842	1,158	799
H22	—	—	—	—	—	—	—	—	1,655	787	—	868
H16	—	—	—	—	—	—	—	—	1,634	815	—	819

※学校や図書館が教科書センターとなっている場合、両方に重複集計している

6-2-2 展示教科書の種類別会場数（延べ数）

	小・中学校用	高等学校用	小・中・高等学校用	特支・附則9条図書
H26	1,201	9	472	354
H22	1,132	29	447	358
H16	1,141	54	455	213

※小・中・高等学校用教科書と特別支援学校用教科書及び附則9条図書を両方とも展示している会場については重複集計している

6-2-3 特別な開催方法を行った会場数（延べ数）

	土日	夜間（17時以降）	巡回・移動	その他
H26	383	365	227	17
H22	793	422	146	90
H16	592	262	183	177

6-2-4 来会者の状況（延べ人数）

	法定期間内の状況								期間内計	期間外来会者	来会時期不明	総数
	教員				教員計	教育委員会等職員	その他の所属	所属不明				
	小	中	高	その他								
H26	40,511	4,931	1,384	3,764	50,590	4,996	14,051	24,663	94,300	11,925	10,389	116,614
H22	53,879	5,451	1,365	4,022	64,717	4,710	17,538	4,519	86,965	50,249	-	141,733
H16	79,253	7,698	2,722	4,773	94,446	6,391	18,212	6,023	119,049	27,224	-	152,296

※法定期間内外で来会者を区分集計していない場合は、全人数を「法定期間外の来会者」に計上している

※法定期間外（前倒し、延長）に展示会を開催した都道府県数…47都道府県



# 平成 26 年度教科書採択状況調査（高等学校用）調査結果

（平成 27 年 4 月 文部科学省）

調査期間：平成 26 年 11 月 17 日から平成 26 年 12 月 22 日まで

回答者：全都道府県教育委員会

調査項目：平成 26 年度に都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が行った高等学校で使用する教科書の採択について

## 目 次

1	採択事務のスケジュール・手続について	1
1-1	調査研究の終了時期について	
1-2	採択の決定時期等について	
1-3	採択権限の扱い、各学校からの希望聴取について	
2	採択にあたっての調査研究の充実について	4
2-1	都道府県立の高等学校で使用する教科書の採択にあたっての調査研究組織体制について	
2-2	都道府県教育委員会の採択基準・調査研究について	
3	採択に係る資料の公表について	5
○	都道府県教育委員会における公表	
4	教科書見本について	6
4-1	教育委員への見本の提供について	
4-2	図書館等への教科書の整備について	



# 1 採択事務のスケジュール・手続について

## 1-1 調査研究の終了時期について

### ○ 都道府県立の高等学校で使用する教科書の調査研究終了時期

※各学校で調査研究を行っている場合は結果等の報告締切日

	H26		H25	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会 に占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会 に占める割合
① 5月31日以前	1	2.1%	0	0.0%
② 6月1日～6月15日	3	6.4%	1	2.1%
③ 6月16日～6月30日	6	12.8%	4	8.5%
④ 7月1日～7月15日	19	40.4%	21	44.7%
⑤ 7月16日～7月31日	16	34.0%	16	34.0%
⑥ 8月1日～8月15日	2	4.3%	2	4.3%
⑦ 8月16日～8月31日	0	0.0%	1	2.1%
⑧ 9月1日以降	0	0.0%	0	0.0%

## 1-2 採択の決定時期等について

### 1-2-1 都道府県立の高等学校で使用する教科書の採択決定時期

	H26		H25	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
① 7月31日以前	2	4.3%	4	8.5%
② 8月1日～8月15日	3	6.4%	2	4.3%
③ 8月16日～8月31日	29	61.7%	26	55.3%
④ 9月1日以降	13	27.7%	15	31.9%

### 1-2-2 市町村立の高等学校で使用する教科書の採択決定時期

	H26		H25	
	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合
① 7月31日以前	66	62.9%	67	62.0%
② 8月1日～8月15日	18	17.1%	13	12.0%
③ 8月16日～8月31日	18	17.1%	24	22.2%
④ 9月1日以降	3	2.9%	4	3.7%



1-3 採択権限の扱い、各学校からの希望聴取について

1-3-1 都道府県教育委員会内部における採択の方法

	H26		H25	
	都道府県教育委員会数	全都道府県教育委員会に占める割合	都道府県教育委員会数	全都道府県教育委員会に占める割合
①教育委員会の会議に諮り、教科書を採択	16	34.0%	20	42.6%
②教育委員会規則により教育長に委任	24	51.1%	20	42.6%
③教育委員会規則により教育長に委任されたものをさらに教育委員会事務局職員に委任	0	0.0%	3	6.4%
④その他	7	14.9%	4	8.5%

1-3-2 都道府県教育委員会における各学校からの採択希望の聴取状況

	H26		H25	
	都道府県教育委員会数	全都道府県教育委員会に占める割合	都道府県教育委員会数	全都道府県教育委員会に占める割合
①各学校からの採択希望を聴取していない	0	0.0%	0	0.0%
②各学校が理由を明記せず教育委員会に採択希望を提出している	2	4.3%	5	10.6%
③各学校が理由を明記して教育委員会に採択希望を提出している	42	89.4%	40	85.1%
④その他の方法で採択希望を聴取している	3	6.4%	2	4.3%

1-3-3 各学校が都道府県教育委員会に希望を出している場合の審査について

	H26		H25	
	都道府県教育委員会数	全体に占める割合	都道府県教育委員会数	全体に占める割合
①行う	44	100.0%	44	97.8%
②行わない	0	0.0%	1	2.2%

※1-3-2で②又は③に該当する都道府県教育委員会のみ集計対象

1-3-4 審査を行う場合の観点（複数回答可）

	H26		H25	
	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
①採択理由の明確さ	37	84.1%	35	79.5%
②科目と教科書が合致しない等 の事務上の不備の有無	44	100.0%	43	97.7%
③都道府県の教育目標への適合 性	11	25.0%	15	34.1%
④その他	3	6.8%	2	4.5%

※1-3-3で①に該当する都道府県教育委員会のみ集計対象

## 2 採択にあたっての調査研究の充実について

### 2-1 都道府県立の高等学校で使用する教科書の採択にあたっての調査研究組織体制について (複数回答可)

	H26		H25	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
①教育委員会に高等学校用教科書採択のための調査研究組織を設置	22	46.8%	19	40.4%
②各学校に教科書採択のための調査研究組織を設置	45	95.7%	43	91.5%
③複数校で構成する教科書採択のための調査研究組織を設置	2	4.3%	2	4.3%
④その他の方法で調査研究組織を設置	0	0.0%	4	8.5%

### 2-2 都道府県教育委員会の採択基準・調査研究について (複数回答可)

	H26		H25	
	都道府県教育委員会数		都道府県教育委員会数	
	基準として 示す	調査研究を 行う	基準として 示す	調査研究を 行う
①学習指導要領の目標、内容及び内容の取扱いへの準拠性	38	17	37	16
②都道府県の教育目標等への準拠性	13	6	11	5
③各教科書の説明等の理解しやすさ	27	17	27	15
④各教科書の題材等の構成や配分の適切さ	29	19	28	18
⑤各教科書の使いやすさや見やすさ	28	17	25	14
⑥いわゆる発展的学習に係る記述の分量や記述の内容	14	11	15	11
⑦その他の観点や基準	16	4	16	8

### 3 採択に係る資料の公表について

○ 都道府県教育委員会における公表について

	公表		非公表	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
①都道府県教育委員会が作成する 採択基準	17	36.2%	24	51.1%
②都道府県教育委員会が作成する 調査研究資料	5	10.6%	17	36.2%
③各学校が作成する選定関係資料	8	17.0%	37	78.7%
④採択結果	34	72.3%	13	27.7%
⑤採択理由	15	31.9%	32	68.1%
⑥採択に係る教育委員会の議事録	26	55.3%	21	44.7%

※①～③については左欄に掲げる資料を作成している都道府県教育委員会数のみ集計対象

## 4 教科書見本について

### 4-1 教育委員への見本の提供について

#### 4-1-1 都道府県教育委員会における教育委員への見本の提供

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会 に占める割合
①自宅・職場に送付するなど、教育委員全員に全種類を提供している	0	0.0%
②教育委員専用の部屋等に、教育委員全員が閲覧するために据え置いている	8	17.0%
③採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している	10	21.3%
④特に提供していない	23	48.9%
⑤その他	6	12.8%

#### 4-1-2 市町村教育委員会における教育委員への見本の提供

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合
①自宅・職場に送付するなど、教育委員全員に全種類を提供している	2	1.9%
②教育委員専用の部屋等に、教育委員全員が閲覧するために据え置いている	19	18.1%
③採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している	33	31.4%
④特に提供していない	43	41.0%
⑤その他	8	7.6%

### 4-2 図書館等への教科書の整備について

#### ○ 都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数回答可）

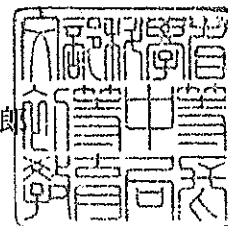
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会 に占める割合
①教科書センターで閲覧等に供するようにしている	40	85.1%
②学校図書館など各学校での閲覧等に供するようにしている	4	8.5%
③公立図書館で閲覧等に供するようにしている	12	25.5%
④特に提供していない	5	10.6%



27文科初第92号  
平成27年4月7日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長  
小松親次郎



(印影印刷)

教科書の採択に関する宣伝行為等について(通知)

平成27年度は、平成28年度使用教科書の採択が行われますが、例年同様、発行者の採択勧誘のための宣伝活動が過当にならないよう、採択の公正確保に努めることが求められます。

各発行者においては、「教科書の採択に関する宣伝行為等について」(平成19年1月30日付け18文科初第952号文部科学省初等中等教育局長通知。別添参照。)に掲げられている諸事項を厳守するとともに、採択用見本等に係る下記事項に留意し、過当な宣伝行為は厳に慎み、社会の批判を招いたり、教科書全体への信頼を損なうことなどのないよう、採択の公正確保について格段の努力をお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03(5253)4111 内線 2576

## 記

- 1 今年度送付できる教科書見本の送付先と送付部数限度は下表の通りとすること。各都道府県教育委員会に対しては、もれなく送付されるよう配慮されたい。

### [小学校]

平成27年度は小学校用教科書については、基本的に前年度と同一の教科書を採用することとなるため、見本は送付できない。

### [中学校]

送 付 先	送 付 部 数
都道府県教育委員会	各 15部
指定都市教育委員会	各 6部
市町村教育委員会	各 5部
採 択 地 区	各 (構成市町村数+4)部 (指定都市の採択地区については各3部)
国・私立学校	各 1部
教科書センター	各 2部

(注) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条の規定により、各教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

### [高等学校]

送 付 先	送 付 部 数
都道府県教育委員会	各 6部 (ただし、職業に関する教科は、各1部とすることができる。)
高等学校を設置する市町村教育委員会	各 1部
高等学校 (中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)	各 1部
教科書センター	各 1部

(注) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条の規定により、各教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

- 2 採択事務に支障のないよう、教科書見本については作成次第、速やかに送付することとし、4月末日(教科書センターについては5月末日)を期限とすること。ただし、中学校用の「社会科」の教科書については5月中旬を期限とすること。例年、教科書見本が期限どおりに送付されず、採択に当たったの調査研究に支障が生ずる場合があるという教育委員会の意見もあることから、期限の厳守に努めること。

- 3 教科書見本については、原則として、新たに検定を経た教科書の見本に限り送付できるが、新たに検定を経た教科書の見本のほか、平成22年度の検定に合格した教科書の供給本（今年度の教科書目録に登載されているものに限る。）についても、教科書見本として送付できること。それ以外の教科書見本については、災害等による教科書見本の滅失や新たな学校の設置等、特別な理由がある場合に限り、その不足分について送付できること。
- 4 教員への教科書見本の献本は厳に禁止しているところであり、仮に献本の要求があっても応ずることのないよう十分注意すること。
- 5 都道府県教育委員会（教科書センター）において保存されている教科書見本を展示会に出品しようとする場合は、その旨を文部科学大臣及び都道府県教育委員会に5月末日までに通知すること。
- 6 教科書検定における申請図書については、一切送付が認められないところであり、その取扱いについては「申請図書の取扱いについて」（平成15年2月17日付け14初教科57号）及び「教科書の採択に関する宣伝行為等について」（平成19年1月30日付け18文科初第952号）を踏まえ、適切な管理に万全を期すこと。



(別添)

18文科初第952号

平成19年1月30日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長

銭 谷 眞 美

(印影印刷)

## 教科書の採択に関する宣伝行為等について (通知)

教科書の採択に関する宣伝行為等については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（いわゆる独占禁止法）第2条第9項の規定により指定された「教科書業における特定の不公正な取引方法」（以下「特殊指定」という。）などに基づいて、公正確保が図られてきました。

このたび、公正取引委員会では、教科書採択の方法が整備されたことなどを理由として、平成18年9月1日をもって特殊指定を廃止したところです。

しかし、他社の教科書の中傷・誹謗や採択に際しての不当な利益供与は、独占禁止法第2条第9項の規定により指定された「不公正な取引方法」（いわゆる一般指定）により、引き続き、禁止されております。

こうした状況を踏まえ、社団法人教科書協会において「教科書宣伝行動基準」が別添のとおり定められたところです。

また、別紙のとおり、採択関係者に対して、教科書採択にあたって他社教科書との比較対照や他社教科書における誤謬を利用した宣伝行為に軽々に左右されないようとの注意喚起を行ったところです。

各発行者においては、採択の公正確保や教科書の適正価格の維持を図り、教科書全体の信頼性を確保する観点から、当該行動基準とともに、下記の諸

事項を厳守いただき、過大な宣伝行為は厳に慎み、社会の批判を招いたりすることのないよう、引き続き、格段の努力をお願いします。

## 記

### 1. 採択に関する宣伝活動等について

- (1) 教職員、公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力のある者を採択に関する宣伝活動に従事させないこと。
- (2) 採択関係者の自宅訪問は行わないこと。
- (3) 内容見本又は解説書等は、教科書又は教師用指導書と記述内容やページ数等を勘案して類似していると考えられるものを作成・配布しないこと。
- (4) 採択期間中において、教科書に関する講習会又は研修会等を主催せず、原則として、関与しないこと。また、同期間中において、編著者をこれらに関与させないこと。
- (5) 教科書を児童又は生徒に給付する過程において、宣伝物を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の出版物の宣伝行為を行なわないこと。

### 2. 見本本等の取扱いについて

- (1) 各都道府県教育委員会等への教科書見本の送付部数については、来年度初頭に別途通知すること。
- (2) 教員への教科書見本及び申請図書（いわゆる白表紙本）の献本は、行わないこと。

#### 【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教科書課  
企画係（高見、松岡）

TEL 03-5253-4111（内線 2412、2576）

FAX 03-6734-3739